

地球温暖化対策報告書制度とは

地球温暖化対策報告書制度とは、都内で中小規模事業所を所有または使用している事業者を対象に、各事務所のCO₂排出量と地球温暖化対策の状況を『地球温暖化対策報告書』として、東京都に報告する制度です。

『地球温暖化対策報告書』の作成に取り組むことを通じて、各事業所のCO₂排出量を把握し、また、地球温暖化対策を継続的に実施していただくことを目的としています。

※中小規模事業所：年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL未満の事業所



報告書提出のメリット

温暖化対策への取組をアピール！！

PRシート

事業所のCO₂排出量や省エネ対策への取組などについて表示する書面

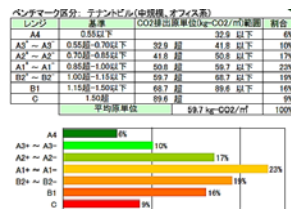


⇒掲示することで来訪者や自社の社員へアピールできます！

低炭素ベンチマーク

事業所の用途に応じた自己評価指標

⇒現状を把握することで省エネ目標が明確になります。
ワンランク上を目標に段階的にステップアップ！



カーボンレポート

テナントビルの省エネレベルの見える化を図ります。

⇒ビルオーナーがテナント等に省エネ性能や取組等をアピールできます！



減税制度の申請が可能

省エネ促進税制

LED照明器具等の都が指定する導入推奨機器を取得した際の事業税を減免する制度の要件になっています。

